

機械工具類に対する基準(その1)

〔別添2〕

別表第5(第57条関係)

対象とする整備の種類		分解整備							電子制御装置整備			
対象とする装置の種類		原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	運行補助装置	自動運行装置		
作業機械等	(1) プレス	○	○	○	○	○	○	○			小型自動車特定整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、第1号、第3号及び第4号に掲げるものを除く。	
	(2) エア・コンプレッサ	○	○	○	○	○	○	○				
	(3) チェーン・ブロック	○							○			
	(4) ジャッキ	○	○	○	○	○	○	○				
	(5) バイス	○	○	○	○	○	○	○				
	(6) 充電器	○										
作業計器	(1) ノギス	○	○	○	○	○	○	○				
	(2) トルク・レンチ	○	○	○	○	○	○	○				
	(3) 水準器								○	○		
点検計器及び点検装置	(1) サーキット・テスタ	○	○	○	○	○	○	○			1 普通自動車特定整備事業で対象とする自動車がカタピラを有する大型特殊自動車であるものにあつては、第9号から第12号までに掲げるものを除く。 2 小型自動車特定整備事業で対象とする自動車が三輪の小型自動車及び二輪の小型自動車であるもの並びに三輪の小型自動車であるものにあつては、第9号から第11号までに掲げるものを、二輪の小型自動車であるものにあつては、第9号から第11号まで及び第13号に掲げるものを除く。 3 ガソリン及び液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない事業場にあつては、第6号、第14号及び第15号に掲げるものを、内燃機関の点検を行わない事業場にあつては、第3号、第6号、第14号及び第15号に掲げるものを除く。	
	(2) 比重計	○										
	(3) コンプレッション・ゲージ	○										
	(4) ハンディ・バキューム・ポンプ	○	○		○	○						
	(5) エンジン・タコ・テスタ	○	○		○							
	(6) タイミング・ライト	○										
	(7) シックネス・ゲージ	○	○	○	○	○		○				
	(8) ダイアル・ゲージ	○	○	○	○	○	○					
	(9) トーイン・ゲージ			○	○		○					
	(10) キャンバ・キャスト・ゲージ			○	○		○					
	(11) ターニング・ラジラス・ゲージ			○	○		○					
	(12) タイヤ・ゲージ			○								
	(13) 検車装置	○	○	○	○	○	○					
	(14) 一酸化炭素測定器	○										
	(15) 炭化水素測定器	○										
	(16) 整備用スキャンツール								○	○		
工具	(1) ホイール・プーラ			○		○					小型自動車特定整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあつては、第1号及び第2号に掲げるものを除く。	
	(2) ベアリング・レース・プーラ		○	○		○						
	(3) グリース・ガン又はシャシ・ルブリケーター	○	○	○	○	○	○	○				
	(4) 部品洗浄槽	○	○	○	○	○	○	○				

備考

○印は、対象とする装置の種類に掲げる装置を取り外して分解整備を行う事業場が当該各欄に掲げる作業機械等をそれぞれ備えなければならないことを示す。

機械工具類に対する基準(その1)

〔別添2〕

別表第5(第57条関係)

対象とする整備の種類		分解整備							電子制御装置整備			
		原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	運行補助装置	自動運行装置		
作業機械等	対象とする装置の種類											
	作業機械	(1) プレス	○	○	○	○	○	○	○			
		(2) エア・コンプレッサ	○	○	○	○	○	○	○			
		(3) チェーン・ブロック	○							○		
		(4) ジャッキ	○	○	○	○	○	○				
		(5) バイス	○	○	○	○	○	○	○			
	(6) 充電器	○										
作業計器	(1) ノギス	○	○	○	○	○	○	○				
	(2) トルク・レンチ	○	○	○	○	○	○	○				
	(3) 水準器								○	○		
点検計器及び点検装置	(1) サーキット・テスタ	○	○	○	○	○	○	○			1 普通自動車特定整備事業で対象とする自動車がかたひらを有する大型特殊自動車であるものにあつては、第9号から第12号までに掲げるものを除く。 2 小型自動車特定整備事業で対象とする自動車がかたひらの小型自動車及び二輪の小型自動車であるもの並びに三輪の小型自動車であるものにあつては、第9号から第11号までに掲げるものを、二輪の小型自動車であるものにあつては、第9号から第11号まで及び第13号に掲げるものを除く。 3 ガソリン及び液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない事業場にあつては、第6号、第14号及び第15号に掲げるものを、内燃機関の点検を行わない事業場にあつては、第3号、第6号、第14号及び第15号に掲げるものを除く。	
	(2) 比重計	○										
	(3) コンプレッション・ゲージ	○										
	(4) ハンディ・バキューム・ポンプ	○	○		○	○						
	(5) エンジン・タコ・テスタ	○	○		○							
	(6) タイミング・ライト	○										
	(7) シックネス・ゲージ	○	○	○	○	○			○			
	(8) ダイアル・ゲージ	○	○	○	○	○	○					
	(9) トーイン・ゲージ			○	○		○					
	(10) キャンバ・キャスト・ゲージ			○	○		○					
	(11) ターニング・ラジラス・ゲージ			○	○		○					
	(12) タイヤ・ゲージ			○								
	(13) 検車装置	○	○	○	○	○	○					
	(14) 一酸化炭素測定器	○										
	(15) 炭化水素測定器	○										
	(16) 整備用スキャンツール								○	○		
工具	(1) ホイール・プーラ			○		○					小型自動車特定整備事業で対象とする自動車がかたひらの小型自動車であるものにあつては、第1号及び第2号に掲げるものを除く。	
	(2) ベアリング・レース・プーラ		○	○		○						
	(3) グリース・ガン又はシャシ・ルブリケーター	○	○	○	○	○	○	○				
	(4) 部品洗浄槽	○	○	○	○	○	○	○				

備考

○印は、対象とする装置の種類に掲げる装置を取り外して分解整備を行う事業場が当該各欄に掲げる作業機械等をそれぞれ備えなければならないことを示す。

機械器具類の標準的な機能

	工 具	技術基準または標準的な機能	
		技術基準	標準的な機能※
作 業 機 械	(1) プレス	—	能力が2トン以上のもので、油圧式または手動式のもの
	(2) エア・コンプレッサ	—	出力180ワット以上の動力により空気圧5キログラム毎平方センチメートル以上の圧縮空気を作ることができるもので、15リットル以上のタンク付きのもの
	(3) チェーン・ブロック	—	対象とする自動車 <small>が</small> 小型自動車の場合は、つり上げ能力は500キログラム以上、その他の場合は、つり上げ能力1トン以上のも
	(4) ジャッキ	—	ガレージジャッキ、エアリフト等であって、対象とする自動車 <small>が</small> 普通自動車（大型、中型、小型、乗用）または大型特殊自動車の場合は、押し能力5トン以上、その他の場合は、押し能力1トン以上のも
	(5) パイス	—	口金75ミリメートル以上のも
	(6) 充電器	—	急速充電器を含む
作 業 計 器	(1) ノギス	—	最大測定値150ミリメートル以上で、単位目盛りは副尺利用で0.05ミリメートル（1/20ミリメートル）以下のも
	(2) トルク・レンチ	—	対象とする自動車のエンジンのクランク軸が分割式の場合は、シリンダ・ヘッド・ボルト及びクランク・ピン締付けナットの締め付けトルクの測定が可能なもの、その他の場合は、シリンダ・ヘッド・ボルト、コンロッド大端ボルト及びクランク軸軸受けの締付けボルトの締め付けトルクの測定ができるもの
	(3) 水準器	—	
点 検 計 器 及 び 点 検 装 置	(1) サーキット・テスタ	—	
	(2) 比重計	—	蓄電池の電解液の比重測定用のもので、電解液吸出し用のスポイトの中に比重計が入っているもの、このスポイトは対象とする自動車の蓄電池電解液の容量に応じたもの
	(3) コンプレッション・ゲージ	—	対象とする自動車の原動機がガソリン・エンジンの場合はガソリンエンジン用、ディーゼル・エンジンの場合はディーゼルエンジン用のもの
	(4) ハンディ・バキューム・ポンプ	—	
	(5) エンジン・タコ・テスタ	—	
	(6) タイミング・ライト	—	
	(7) シックネス・ゲージ	—	リーフの長さ75ミリメートル以上で、リーフの種類が8以上組合わされたもの
	(8) ダイアル・ゲージ	—	足回りのガタ等が測定できるスタンド付きのもの
	(9) トーイン・ゲージ	—	スタンド式のものであって、対象とする自動車のトーインが測定できるもの
	### キャンバ・キャスト・ゲージ	—	
	### ターニング・ラジラス・ゲージ	—	
	### タイヤ・ゲージ	—	対象とする自動車のタイヤ空気圧が測定できるもの
	### 検車装置	—	ピット、検車台、オート・リフト、エア・リフト等であってガレージ・ジャッキは含まない
### 一酸化炭素測定器	国土交通大臣が定める技術上の基準に適合したものであること		
### 炭化水素測定器			
### 整備用スキャンツール			
工 具	(1) ホイール・ブーラ	—	
	(2) ベアリング・レース・ブーラ	—	対象とする自動車のホイール・ベアリング・レースを抜くことができるもの
	(3) グリース・ガン又はシャシールブリケータ	—	吐出圧100キログラム毎平方センチメートル以上のレバー式グリース・ガンまたはシャシールブリケータ
	(4) 部品洗浄槽	—	対象とする自動車 <small>が</small> 二輪自動車の場合は、縦400ミリメートル、横500ミリメートル、深さ150ミリメートル以上の洗浄槽 その他の場合は縦500ミリメートル、横700ミリメートル、深さ150ミリメートル以上の洗浄槽で、いずれも台付きのものまたは自動車部品の洗浄装置

※備わるべき標準的なものを示している